○厚生労働省訓第29号

厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令を次のように定める。

平成14年3月28日

平成20年3月27日一部改正

厚生労働大臣 坂口 力

厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定)に基づき、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関し、当該行為が厚生労働省が所管する法令の適用の対象となるかどうかをあらかじめ厚生労働省に確認するために必要な手続及びこれに対する回答に係る手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「課」とは、第7条を除き、厚生労働省文書管理規程(平成1 3年厚生労働省訓第21号)第2条第2項に規定する課(これに相当する厚生労働省の 外局に置かれたものを含む。)をいう。

(対象となる法令の条項)

- 第3条 厚生労働省における法令適用事前確認手続(以下「本手続」という。)の対象となる法令の条項は、厚生労働省が所管する法令の条項のうち、次の各号のいずれかに該当するものであって民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第8項に規定する自治事務及び同条第9項に規定する法定受託事務をいう。)に係るものを除く。
  - (1) 申請(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する申請をい う。)に対する処分の根拠を定める条項であって、当該条項に違反する行為が罰則 の対象となるもの
  - (2) 届出(行政手続法第2条第7号に規定する届出をいう。)の根拠を定める条項であって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの
  - (3) 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。)の根拠を 定める条項
  - (4) 民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限する条項であって、

本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断されるもの

2 本手続の対象となる法令の条項等は、厚生労働省ホームページにおいて公表するもの とする。

(照会手続)

- 第4条 本手続に基づく照会は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。
  - (1) 照会に係る行為を行おうとする民間企業等(以下「照会者」という。)又はその代理人(以下「照会者等」という。)によるものであること
  - (2) 照会者が将来行おうとする行為に係る個別具体的な事実が示されていること
  - (3) 適用の対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること
  - (4) 照会に係る条項の適用について、照会者等の見解及び当該見解を導き出す論拠が 示されていること
  - (5) 照会及び回答の内容が公表されることについて照会者等が同意していること
- 2 照会は、別紙様式第1号により作成した書面(電磁的方法によるものを含む。以下「 照会書」という。)を当該照会に係る法令の条項を所管する課(以下「所管課」とい う。)に提出して行うものとする。
- 3 前項の規定により照会書の提出を受けた課は、照会の内容が当該課が所管する法令の 条項に関するものでなかったときは、速やかにその旨を書面(電磁的方法によるものを 含む。以下同じ。)により照会者等に通知するものとする。この場合において、当該照 会の内容に関する法令の条項及びこれの所管課又はこれを所管する他の府省が明らかな ときは、これらを明示するものとする。
- 4 所管課は、照会書に形式上の不備があると認めるときは、照会者等に対し補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、次条第1項に規定する回答期間に含まないものとする。
- 5 所管課は、照会書が第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないと認められると き及び照会の内容が本手続の目的に合致しないと認められるときは、理由を示して回答 しない旨を別紙様式第2号により作成した書面をもって照会者等に通知するものとする。
- 6 所管課は、次条の規定により回答するまでの間に照会者等から照会書の取下げの申出 があった場合は、同条の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対して回答しないも のとする。

(回答)

- 第5条 所管課は、照会書を受け付けた日から30日以内(以下「回答期間」という。) に照会者等に対して回答するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、所管課 はそれぞれ当該各号に定める期間に限り回答期間を延長することができる。
  - (1) 慎重な判断を要する場合 原則30日以内
  - (2) 所管課の事務処理能力を超える多数の照会により業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合 合理的な期間
  - (3) 他の府省と共同で所管する法令の条項に係る照会である場合 原則30日以内
- 2 前項ただし書の規定により、回答期間を延長する場合は、所管課はその理由及び回答 時期の見通しについて、照会を受け付けた日から30日以内に書面により照会者等に通 知するものとする。
- 3 照会に対する回答は、別紙様式第3号により作成した書面をもって行うものとする。 ただし照会者等が口頭で回答することに同意する場合についてはこの限りでない。
- 4 所管課は、回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の条項の適用の対象となる かどうかに関する見解及び論拠を明示するほか、「本回答は、照会に係る法令の条項を 所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会の対 象となった法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、 もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない」旨 を明示するものとする。
- 5 所管課は、照会に係る法令の条項が他の府省と共同で所管するものである場合は、そ の所管する範囲内で回答するものとする。
- 6 所管課は、照会の内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、回答しないことができる。この場合においては、所管課は別紙様式第4号により作成した書面をもって、 遅滞なく照会者等に対して通知するものとする。
  - (1) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確であるか又は不足している場合
  - (2) 類似の事案が現に争訟(訴訟、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に 基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立てをいう。)の対象となって いる場合
  - (3) 一般に提供されている書籍等により法令の適用についての考え方が明らかな事案 又は既に本手続による回答が公表されている照会と同種類似の事案に関するもので

ある場合

- (4) 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案又は現に法令 の執行が行われている事案に係るものである場合
- 7 所管課は、照会に対して回答した後に、法令の改正、事情の変更等の合理的な理由により、当該照会に係る行為について回答の内容と異なる判断をするときは、当該判断及 びその理由について公表するよう努めなければならない。

(照会及び回答の内容の公表)

- 第6条 照会及び回答の内容は、原則として、回答してから30日以内にすべて厚生労働省ホームページにおいてこれを公表する。また、照会者等の同意がある場合は照会者及びその代理人の氏名を公表することができる。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。
- 2 照会者等が照会及び回答の内容について、公表の延期を希望したときは、当該希望を受け付けた所管課は速やかに内容を検討し、延期の理由が合理的であると認められるときは、公表を延期することができる。この場合における公表の延期の諾否は、前条第1項に規定する回答期間(同項ただし書の規定により延長したときは、延長後の回答期間)内に照会者等に対し、遅滞なく通知するものとする。また、延期期間は照会者等の求めを踏まえて合理的範囲で定めることとし、公表を延期する理由が消滅した場合には、公表する旨を照会者等に通知した上で、公表することとする。

(地方支分部局に事務を行わせる場合の特例)

第7条 第4条第2項に規定する所管課は、本手続の対象となる法令の条項のうち当該条項に規定する厚生労働大臣の権限が地方支分部局の長に委任されているものに係る本手続による照会の受理、照会に対する回答、照会及び回答の内容の公表その他この訓令において所管課が行うこととされる事務のすべてを当該委任された権限に係る事務を処理する地方支分部局の課に行わせることができる。この場合においては、第4条第2項中「を所管する課(以下「所管課という。」)」とあるのは「に規定する厚生労働大臣の権限について委任を受けた地方支分部局の長の当該権限に係る事務を処理する地方支分部局の課(以下「受任事務処理課」という。)」と、同条第3項中「当該課が所管する法令の条項」とあるのは「地方支分部局の課がその事務を処理する法令の条項(当該条項に規定する厚生労働大臣の権限が地方支分部局の長に委任されているものに限る。)

」と、同項中「所管課」とあるのは「所管課又は受任事務処理課」と、同条第4項から 第6項までの規定、第5条(第3項を除く。)、第6条第2項及び別紙様式第1号から 別紙様式第4号までの規定中「所管課」とあるのは「受任事務処理課」と読み替えて、 これらの規定を適用する。

### 附則

この訓令は、平成14年3月29日から施行する。

附 則(平成20年3月27日厚生労働省訓第47号)

この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

# 法令適用事前確認手続 (照会書)

平成 年 月 日

(所管課の長の職名) 殿

照会者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所(法人にあってはその主たる事務所の所在地)

 $\overline{\top}$ 

連絡先

電話番号:

FAX 番号:

電子メールアドレス:

注1 代理人による照会の場合は、照会者本人に関する事項を記載する ほか、当該代理人についても同様の事項を記載すること。

厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令(平成14年厚生労働省訓第29号)第4条第2項に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

- 1 法令の名称及び条項
- 2 将来自らが行おうとする行為及び当該行為に係る個別具体的な事実
- 3 2の行為が1の法令の条項の適用の対象となる(又はならない)ことに関する照会者の見解及びその論拠
- 4 公表の延期の希望(希望する場合のみ)
  - (1) 理由
  - (2) 公表可能な時期
  - 注 2 照会及び回答の内容は、原則として、回答してから 30 日以内にすべて厚生労働省ホームページ において公表されます。
  - 注3 照会書を迅速に処理するために、照会書提出の旨を、所管課に電話にて連絡していただきますようお願いします。

# 法令適用事前確認手続 (通知書)

平成 年 月 日

照会者の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 殿注 代理人による照会の場合は、上記のほか、当該代理人の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) を記載すること。

所管課の長の職名

平成〇〇年〇月〇日付けをもって照会のあった件につきましては、下記の理由により、回答することができないので、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令(平成14年厚生労働省訓第29号)第4条第5項の規定に基づき、通知します。

記

#### 【理由】

本照会については、 ☑ であると認められるため。

(1) 照会に係る行為を行おうとする民間企業等(以下「照会者」とい う。) 又はその代理人(以下「照会者等」という。) によるものでな 11 (2) 照会者が将来行おうとする行為に係る個別具体的な事実が示され ていない。 (3) 適用の対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されて П いない。 (4) 照会に係る条項の適用について、照会者等の見解及び当該見解を П 導き出す論拠が示されていない。<br/> (5) 照会及び回答の内容が公表されることについて照会者等が同意し ていない。 □ (6) 照会の内容が本手続の目的に合致しない。

# 法令適用事前確認手続(回答書)

平成 年 月 日

照会者の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 殿注 代理人による照会の場合は、上記のほか、当該代理人の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) を記載すること。

所管課の長の職名

平成〇〇年〇月〇日付けをもって照会のあった件につきまして、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令(平成14年厚生労働省訓第29号)第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者(又はその代理人)から提示された事実のみを前提に、照会の対象となった法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった行為については、照会の対象となった法令の条項の

適用の対象となる / 適用の対象とならない 。

2 照会のあった行為が照会の対象となった法令の条項の適用の対象となる(ならない)ことに関する見解及びその論拠

### 法令適用事前確認手続 (通知書)

平成 年 月 日

照会者の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 殿注 代理人による照会の場合は、上記のほか、当該代理人の氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) を記載すること。

所管課の長の職名

平成〇〇年〇月〇日付けをもって照会のあった件につきましては、下記の理由により、回答することができないので、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令(平成14年厚生労働省訓第29号)第5条第6項の規定に基づき、通知します。

記

### 【理由】

本照会の内容は、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令第5条第6項各号に掲げる規定のうち、 **②** に該当するため。

- □ (1) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確であるか又は不足している場合
- □ (2) 類似の事案が現に争訟(訴訟、行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申 立てをいう。)の対象となっている場合
- □ (3) 一般に提供されている書籍等により法令の適用についての考え方が明らかな事案又は既に本手続による回答が公表されている照会と同種類似の事案に関するものである場合
- □ (4) 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案又は現に法令の執行が行われている事案に係るものである場合